

指定通所介護 料金表

(2017年4月改定)

1 基本サービス料金

	サービス提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	5～7時間	5,720円	6,760円	7,800円	8,840円	9,880円
自己負担額 (1割)	5～7時間	572円	676円	780円	884円	988円
自己負担額 (2割)	5～7時間	1,144円	1,352円	1,560円	1,768円	1,976円

1-② 基本サービス【サービス提供体制加算Ⅱ】

	サービス提供体制加算 (1回につき)
サービス利用料金	60円
自己負担額(1割)	6円
自己負担額(2割)	12円

2 加算対象サービス料金

	入浴介助 (1回につき)	個別機能訓練加算Ⅱ (1回につき)
サービス利用料金	500円	560円
自己負担額(1割)	50円	56円
自己負担額(2割)	100円	112円

3 介護職員処遇改善加算

上記合計金額に5.9%相当の通所介護処遇改善加算が加わります。(1か月あたり)

4 送迎を実施しなかった場合

自ら通う場合や家族が送迎を行う場合などは、片道につき47円(自己負担額1割の場合)または94円(自己負担額2割の場合)が減額となります。

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(これを償還払いと言います)
- 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- 償還払いとなる場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途徴収します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。